

大津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年6月14日

大津市監査委員	土	屋	薰
同	重	森	彦
同	山	本	昭
同	津	田	久
			子
			穂

1 補助金交付事務の適正な執行について

- (1) 監査執行対象機関名 環境部環境政策課
- (2) 監査執行日 平成31年1月15日
- (3) 監査の結果

平成29年度琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金実績報告書における補助事業の経費精算金額のうちに、平成30年度執行予定経費の一部が含まれており、当該金額をもって補助金の額の確定がなされた。

補助金の交付に当たっては、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）や交付基準等に基づく適正な事務の執行が求められるところである。

については、交付事務におけるチェック機能の強化等事務処理の改善を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和元年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘の補助金については、平成31年2月7日付けで補助対象外経費となる平成30年度執行予定経費の一部を差し引いた額で再確定を行い、既に交付していた補助金のうち、返還対象となる金額について、琵琶湖を美しくする運動実践本部から同月27日に返還を受けました。

今後の再発防止対策として、実績報告書等のチェックを複数人により行うことを徹底するなど、補助対象外の経費が含まれることがないよう、その事務については、大津市補助金等交付規則等に基づき適正な執行を図ります。

2 不動産（建物）の取得事業の適正な執行について

- (1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部児童クラブ課
- (2) 監査執行日 平成31年1月31日
- (3) 監査の結果

青山児童クラブ及び瀬田東児童クラブの建物の増築部分については、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として、賃貸人が建築した建物を、本市が5年間賃借し、全ての債務を履行することを条件に、賃借期間満了後に本市が無償で当該建物の譲渡を受けることを内容とする賃貸借契約を平成29年3月24日付けで締結し、同年8月1日から順次、履行している。

ア 長期継続契約による取得について

当該契約書には、契約の翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合における契約の解除の条項が定められていることをもって、債務負担行為の設定は行われていない。

しかし、本件賃貸借契約により無償で建物の譲渡を受けるためには、一定期間定額の賃借料を支払うことが義務付けられることから、長期継続契約として取り扱わず、債務負担行為を設定する必要があると考えられる。

イ 建築工事による整備とのコスト比較について

市が施行する建築工事では、国及び県の補助金を活用することができるため、賃貸借の場合よりも市の負担が少なくなると試算されていたが、入所児童の増加による施設の狭隘化を速やかに改善することが求められることから、工期や事業手法、用地の権利関係の問題、複数の施設を建築する案等を総合的に勘案された結果、賃貸借での契約を選択されたとのことである。

しかし、財政が逼迫する中、効率的、効果的な財政運営が求められるところであり、より慎重に費用負担の比較検討を行い、貴重な財源の確保と有効活用に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和元年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ア 長期継続契約による取得について

(総務部コンプライアンス推進室)

今般の御指摘を踏まえて関係所属と協議した結果、建物及び建物に付随する設備に係る無償譲渡を要件とした賃貸借契約については、今後は長期継続契約ではなく債務負担行為を設定するとともに、現在賃貸借契約を履行中の建物のうち、令和2年度以降も賃借料の支払が発生するものについては、残された賃貸借期間中に支払を予定している賃借料について債務負担行為を設定した上で、変更契約を行うこととしました。また、その取扱いについては、「無償譲渡を要件とした賃貸借契約に係る取扱いについて（通知）」（令和元年5月28日付け大総コ第30号。以下「本件通知」という。）で通知したところです。

なお、今後、建物等以外の賃貸借契約についても、長期継続契約として取り扱うことの妥当性を検討し、必要に応じて統一的な方針を定めます。

(福祉子ども部児童クラブ課)

本件通知において、賃貸借期間満了後に本市が無償で物件の譲渡を受ける特約を付加する仮設建物の賃貸借契約については、長期継続契約ではなく、あらかじめ債務負担行為の設定を要する賃貸借契約として取り扱い、既に契約を締結し賃貸借期間中にあるものについては、残期間に係る賃借料について債務負担行為を設定した上で、当該契約の変更契約を行うとの方針が示されたため、この方針に基づき手続を進めていきます。

イ 建築工事による整備とのコスト比較について

賃貸借契約と建築工事による整備とのコスト比較については、中期財政計画に基づく予算の概算査定の時期でもあったことから、当課による検討に加え、財政課により放課後児童健全育成事業のみならず、市全体の予算を見渡したより慎重な査定が行われたものです。

なお、当該事業の運営に対する国及び県の補助金については、総事業費から収入を差し引いた額と、補助基準に基づく算定額を比較し、より低額となる方を補助基本額としており、平成29年度においては、前者の方が低額であったことから、当該賃借料も補助対象となっており、賃借料の約3分の2に当たる金額が交付された補助金に含まれているものです。この結果、建築工事による整備を行った場合と同様の補助率により財源を確保できているものであります。

以上のことから、今後同様の建物整備を行う際には、賃貸借契約においても運営に対する補助金の交付が見込まれることを踏まえて比較検討を行うこととします。

3 補助事業の適正な事務処理について

(1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部児童クラブ課

(2) 監査執行日 平成31年1月31日

(3) 監査の結果

民間児童クラブに対し、送迎バス運行による児童の利便性の向上を図ることを目的に、送迎バス等購入費補助金を交付している。

平成29年度大津市民間児童クラブ送迎バス等購入費補助金実績報告書の添付書類として、送迎バス等の車検証の写し、領収書の写し等の添付を求めているが、添付が無いまま補助金の額の確定及び交付がされている不適正な処理が見られた。

後日、車検証の写しの提出がなされたものの、当該送迎バスの車両登録日は、提出された実績報告書に記載された補助事業完了日の平成30年3月31日後であり、また、送迎バスが納車された日も同日後であり、いずれも補助事業年度の翌年度となっていた。

大津市補助金等交付規則等を遵守した補助事業の適正な事務処理に努められるとともに、補助事業者に対し適切な指導を徹底されたい。

(4) 措置状況報告日 令和元年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

補助金実績報告書の添付書類として御指摘の資料が不足したまま交付金額の確定を行ったことについては、事務処理の誤りであり、今後同じことを繰り返さないよう適正に審査を行っていくとともに、補助事業者に対しても指導を徹底します。

また、年度初めに開所を予定する事業者が当該補助金の交付を受けて開所前にバスを購入する場合は、今後も同様に補助事業年度内に車両登録又は納車が完了しない事態が起こり得ることから、補助金交付基準の見直しを含め、補助事業の適正化に努めます。